

**6月4日～10日は  
歯と口の健康週間**

市では、歯周病検診と後期高齢者歯科健康診査を実施しています。歯ぐきや口の中の清掃状態などをチェックし、お口の健康維持に役立てましょう。

**〔歯周病検診〕**

対象 ①妊娠中の方

- ②令和7年4月1日時点で20・30・40・50・60歳の方
- ③令和7年4月1日時点で70歳の方

費用 ①無料 ②500円

③300円

※②③市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料  
(事前に手続きが必要)  
▲市HP

**〔後期高齢者歯科健康診査〕**

対象 後期高齢者医療被保険者

費用 300円

※市民税非課税世帯は無料

問合せ 健康推進課  
☎72・3124



▲市HP

**5月31日は  
世界禁煙デー**

5月31日は世界保健機関(WHO)により定められた「世界禁煙デー」で、厚生労働省で

は5月31日～6月6日を禁煙週間と定めています。この機会に禁煙しませんか？

問合せ 健康推進課

☎72・3124



▲全国禁煙外来・禁煙クリニック一覧

**雨水を污水管に  
流さないで！**

公共下水道の污水管に雨水を流すと、次のような問題が発生する場合があります。

- 汚水ポンプ場で処理しきれず、各家庭のトイレや台所の排水が流れにくくなる
- 下水道使用料の負担増につながる

改善方法が分からない方はご相談ください。

問合せ 下水道課 ☎72・3176  
土・日・祝日は ☎72・3111

**行政相談**

行政サービスに対する苦情、行政の仕組みや手続きに関する相談に応じ、解決のための助言や関係行政機関に対する通知などを行います。相談は無料、秘密厳守。

相談日時 毎月第3木曜13時30分～16時

場所 市役所1階相談室

〔行政相談委員〕※敬称略

菅野厚、砂子タケ子、井畑定順  
問合せ 広聴・市民生活課  
☎72・3191

**第67回水道週間  
水道施設を見学しよう**

1日～7日の「水道週間」にあわせて、水道への理解と関心を深めていただくため、新港中央配水場を開放します。

日時 2日(月)～6日(金)10時～15時

そのほか10人以上の団体は期間外でも見学可。問合せ先に要申込  
場所・問合せ 新港中央配水場  
(新港中央1) ☎64・6688

**戦没者などの遺族に対する  
特別弔慰金**

わが国の平和と繁栄の礎となった戦没者などのご遺族に特別弔慰金(額面27万5千円、5年償還の記名国債)が支給されます。

対象 戦没者などの死亡当時のご遺族で、4月1日時点で公務扶助料や遺族年金などを受け

る方(戦没者の妻や父母などがいない場合にご遺族の1人に支給 ※ご遺族の順位や請求方法は要問合せ)

申込期限 令和10年3月31日(金)

問合せ 福祉総務課

☎72・3152



調査期日  
2025年  
10月1日

**国勢調査2025**

▼国勢調査2025キャンペーンサイト  
<https://www.kokusei2025.go.jp/>

総務省統計局・都道府県・市区町村

**中学校体育連盟競技大会  
参加助成事業**

中学校体育連盟主催の管内・全道・全国大会に出場する場合、必要経費を補助します。クラブチームでの申請も可。詳細は要問合せ。

対象 市内在住で大会に登録している生徒、引率者

対象経費 大会参加料、交通費、宿泊費など

※大会前に申請が必要。また、大会ごとに申請してください

問合せ 総務企画課

☎72・3169

**第38号「いしかり暦」**

石狩市のさまざまな歴史を紹介する「いしかり暦」の第38号(500円)が発行されました。

販売場所 いしかり砂丘の風資料館(弁天町30・4)、道の駅石狩「あいろーど厚田(厚田98・2)

問合せ 石狩市郷土研究会  
村山さん ☎72・7489



# 国民健康保険税の課税限度額などが変わります

問 国民健康保険課 ☎72・3123

## 1 課税限度額

令和7年度から課税される国民健康保険税の上限額は、次のとおりです。

区分	現行	改正後
医療保険分	65万円	65万円
後期高齢者支援金分	22万円	<b>24万円</b>
介護保険分	17万円	17万円
計	104万円	<b>106万円</b>

## 2 軽減措置

国民健康保険税は世帯の所得に応じて、7割・5割・2割の軽減措置があります。令和7年度以降、5割・2割の軽減措置の対象となる世帯の所得が引き上げられます。

軽減割合	現行	改正後
7割	世帯の所得の合計額が 43万円+(給与所得者等※1の数-1)×10万円以下	変更なし
5割	世帯の所得の合計額が 43万円+ (29.5万円×加入者・特定同一世帯所属者※2の人数)+ (給与所得者等の数-1)×10万円以下	世帯の所得の合計額が 43万円+ (30.5万円×加入者・特定同一世帯所属者の人数)+ (給与所得者等の数-1)×10万円以下
2割	世帯の所得の合計額が 43万円+ (54.5万円×加入者・特定同一世帯所属者の人数)+ (給与所得者等の数-1)×10万円以下	世帯の所得の合計額が 43万円+ (56万円×加入者・特定同一世帯所属者の人数)+ (給与所得者等の数-1)×10万円以下

※1 給与所得者等：次のいずれかに該当する方

- 給与等の収入金額が55万円を超える方
- 65歳未満で公的年金の収入金額が60万円を超える方
- 65歳以上で公的年金の収入金額が125万円を超える方

※2 特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後、継続して同一世帯に属する方

# 65歳以上の方の介護保険料

問 高齢者支援課 ☎72・6121

令和7年度の決定通知書を6月中旬に送付します。昨年度、納付書または口座振替で納めた方は、年度途中で年金天引きになる場合がありますので、決定通知書をご確認ください。

### 介護保険料の算定に係る変更点

令和7年4月から第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる年金収入などの金額が、80万円から80.9万円に変わりました。

### 介護保険料の平準化

年金天引きで、4・6・8月の仮徴収分と比べて10・12・2月の本徴収分の額が大きく変動する場合は、8月から天引き額を変更することがあります。

### 介護保険料の減免措置

災害や失業による影響などで保険料を納めることが難しい方は減免措置を受けられる場合があります。また、次の要件を全て満たす方は、申請により第1段階の金額まで減免されます。

※申請方法や提出書類など詳細はお問い合わせください

- ①世帯の年間収入(遺族年金・障害年金など非課税収入を含む)が次の計算式未満  
140万円+(世帯員が1人増えるごとに60万円加算)
- ②世帯の預貯金が次の計算式未満  
200万円+(世帯員が1人増えるごとに50万円加算)
- ③居住用以外の活用できる資産を所有していない
- ④市民税課税者の扶養控除対象となっていない
- ⑤過去の介護保険料に未納がない